

29宗監第153号
平成29年10月26日

様

宗像市監査委員 佐藤光俊
宗像市監査委員 小島輝枝

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成29年8月28日付けで提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

(別紙)

住民監査請求に基づく監査の結果について

平成29年8月28日付で提出された、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名

住所 宗像市

2 求める措置の内容

平成28年度に宗像市が執行した1件の支出の一部が違法若しくは不当であるとして請求人が提出した宗像市職員に対し措置を求めた請求書(以下「措置請求書」という。)及びその内容について事実を証する書面(以下「事実証明書」という。)並びに請求人による口頭意見陳述及びその際に提出した書面「陳述書」の内容に基づき、本件請求において対象となる財務会計上の行為(以下「対象行為」という。)及び請求人が求める措置の内容については次のとおりである。

(1) 対象行為

企業スポーツ支援事業における財務分析講師派遣手数料(以下「講師派遣手数料」という。)の支出

(2) 対象行為の支出日、支出額及び相手方

平成29年4月13日

1,000,000円の内300,000円

公認会計士・税理士事務所

(3) 対象行為を違法若しくは不当とする理由

本来、融資を受けるグローバルアリーナが作成すべき事業計画及び収支計画を、融資をする宗像市が作成すること自体一般的にあり得ないことである。その上、その作成にあたって、企業の事業計画及び収支計画の作成及び分析に必要な知識・情報の教授を受け、その代金300,000円の支払いをしている。これはまさに不当な支払いである。

(4) 求める措置

講師派遣手数料1,000,000円の内、事業計画の立案に必要な事項のアドバイスを受けたとする300,000円の返還

(5) 措置の対象とされた職員

宗像市長 谷井博美

第2 監査の実施

1 請求の要件審査と受理

審査した結果、本件請求は自治法第242条に規定された要件を具備しているものと認めた。請求の内容については、返還を求める300,000円の内訳について疑義が生じたが、請求人による口頭意見陳述と監査の実施により確認できるものと判断し、請求人に措置請求書の補正を求めることなく、平成29年9月4日に請求の受理を決定した。

2 請求人による口頭意見陳述と疑義の確認

(1) 証拠の提出と口頭意見陳述の機会の設定及び実施

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年9月11日に請求人による証拠の提出と口頭意見陳述の機会を設け、同日、請求人の意見を聴取した。

また、その際、請求人から陳述書が提出されたが、これについては、請求人の主張を補足する書面として認め、一部を受理した。

(2) 口頭意見陳述において聴取した請求人の主張

口頭意見陳述において、補足された請求人の主張の内容は次のとおりである。

ア 講師派遣の際、日報の提出を求めている。

イ 講師派遣の依頼は、契約書を作成せずに依頼書により行っている。

(3) 要件審査において生じた疑義の確認

要件審査において生じた疑義については、監査委員から請求人に確認して回答を得た。その要旨は次のとおりである。

【請求人からの回答の要旨】

宗像市は講師の派遣を1回につき100,000円とし、事業計画及び収支計画の作成のために派遣されたのは3回(平成29年1月30日、平成29年2月9日及び平成29年2月21日)であることから、300,000円の返還を求めることとした。

3 監査の対象事項

請求人が提出した措置請求書及び事実証明書並びに陳述書、また、これ

らと請求人による口頭意見陳述で確認した内容を基に、監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 対象行為の契約手続
- (2) 対象行為に至るまでの経緯

4 監査の対象課及び関係課

対象行為の支出負担行為及び支出命令の所管である宗像市市民協働環境部文化スポーツ課（以下「文化スポーツ課」という。）を監査の対象課とした。また、対象行為の支出を審査した宗像市会計課（以下「会計課」という。）を監査の関係課とした。

5 提出を求めた書類

対象課及び関係課に対して、講師派遣手数料に関する書類の提出を求めた。また、それに対する提出状況等については次のとおりである。

提出された書類

ア 文化スポーツ課

- (ア) 財務分析に係る講師の派遣に関する事蹟
- (イ) 予算流用伺綴

イ 会計課

- (ア) 予備費充用伺兼通知書の写し
- (イ) 支出負担行為兼支出命令書の写し

6 対象課への事情聴取

平成29年10月4日に文化スポーツ課の職員から事情を聴取した。

なお、提出された書類を調査した結果、会計課に対しては事情聴取の必要がないと判断した。

第3 監査の結果

1 提出書類及び事情聴取により確認した内容

(1) サニックススポーツ振興財団貸付事業検討の経緯について

サニックススポーツ振興財団貸付事業とは、株式会社グローバルアリーナが管理運営するスポーツ施設グローバルアリーナの新たな宿泊棟建設（以下「新棟建設」という。）にあたり、施設の所有者である一般財団法人サニックススポーツ振興財団（以下「サニックススポーツ振興財団」という。）に対し、宗像市が事業費の一部を貸し付けるというものである。教育研修施設としての活用や大規模国際大会のキャンプ地誘致活動の推進を図るために、公益上、新棟建設が必要であるとの判断から、宗像市

では新棟建設の事業支援に向け、支援手法の検討を開始した。平成28年6月には、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）のふるさと融資制度の活用を検討している。その時点で、サニックススポーツ振興財団にグローバルアリーナの事業計画及び収支計画と過去の決算報告書等の提出を求め、金融機関との協議も行ったが、融資の条件が整わず、ふるさと融資制度の活用を断念した。これにより、宗像市は単独での貸付制度の創設を検討することになり、併せて、平成29年度当初予算が審議される平成29年第1回宗像市議会定例会までに、宗像市に提出された事業計画及び収支計画等の精査を完了し、予算計上にかかる説明資料を作成することになった。実際の貸付については、平成29年度予算成立後に、事務手続きを定める要綱を制定した後、サニックススポーツ振興財団からの借入申請を受け付け、弁護士、銀行OB等の専門家で組織した審査会を経て貸し付けの可否を決定する見込みであった。

(2) 講師派遣を依頼した目的及び内容について

講師派遣の依頼の目的は、宗像市がサニックススポーツ振興財団へ貸し付ける事業費を平成29年度当初予算に計上するにあたり、宗像市に提出された事業計画及び収支計画等を精査するために必要な財務分析の知識を習得することである。宗像市単独で貸し付けるにあたって、宗像市に提出された事業計画及び収支計画等の精査は、高度な専門知識を必要とするため、当初、外部に委託する予定であった。しかし、将来にわたる事業計画等の精査を請け負う者を見つけることができなかったため、宗像市独自で行うことになった。

具体的な依頼内容は、宗像市が提出を受けた事業計画及び収支計画をはじめとする財務関係書類、また、宗像市が民間の調査会社に依頼をした報告書について読み取りを行う際の専門的知識・情報の教授である。

(3) 講師派遣の依頼先の選定について

平成28年12月27日に福岡県商工会連合会に財務諸表の読み取りに係る講師として██████公認会計士・税理士事務所を紹介されている。同連合会には、まず、講師の紹介ではなく、宗像市に提出された事業計画及び収支計画等の財務分析の委託先の紹介を打診したが、将来にわたる事業計画等の精査は貸付金の償還を保証することになりかねず、委託は無理であるとの回答であった。そのため、宗像市が財務状況の分析を行うにあたって、専門知識の教授が可能な者の紹介を受けた。

(4) 講師派遣の依頼に係る契約について

講師派遣の依頼は、平成29年1月4日に宗像市長から██████公認会計士・税理士事務所代表者あてに文書で行われている。講師の要件は、「公認会計士、税理士等」としている。依頼の承諾は、平成29年1月

5日付文書で[REDACTED]公認会計士・税理士事務所代表者から宗像市長へ提出されている。なお、契約書は作成されていない。また、講師派遣手数料は平成28年度予算に計上されていなかったため、講師派遣の依頼と同日の平成29年1月4日に予備費充用の手続きを行っている。手続きは、宗像市予算事務規則（平成15年4月1日規則第32号）及び宗像市事務決裁規程（平成15年4月1日訓令第2号）により適正に処理されている。講師派遣手数料の金額は、宗像市の「講師等謝金の支出に関する基準」に旅費等諸経費を考慮し算出されており、1回の会議時間を4時間程度、1人1回あたり50,000円を単価とし、派遣人数は2名である。また、会議は10回を予定している。

(5) 講師派遣に係る実施状況について

請求人が証拠書類として提出した「グローバルアリーナ新棟建設に係る検討事績」のほかに、会議の実施日ごとに講師が出席の押印をしている一覧表を確認した。また、会議は、宗像市役所文化スポーツ課内で8回、財務関係書類等の事業計画に係る聴き取りのためグローバルアリーナで2回、計10回行われていたが、契約の相手方からの日報等の提出は求めている。

請求人が不当としている3回の講師派遣では、主に、平成29年度当初予算計上にかかる議会への説明資料の作成に関するアドバイスを受けている。「グローバルアリーナ新棟建設に係る検討事績」中に「事業計画の立案に必要な事項のアドバイス」とあるのは、宗像市に提出された事業計画及び収支計画等に、宗像市が分析による評価を加えた事業計画案を、説明資料として作成したためである。

(6) 講師派遣手数料の支払いについて

支払金額は、単価と派遣人数及び会議の開催回数により算出した額、1,000,000円である。支出負担行為兼支出命令書の作成及び支出の手続きは、宗像市会計事務規則（平成15年4月1日規則第33号）及び宗像市事務決裁規程により適正に処理されている。

請求人が不当としている3回の講師派遣手数料の額は、300,000円であることを確認した。

2 調査により確認した内容

(1) 予算計上のために宗像市が説明資料を作成することについて

地方公共団体の予算の調製及び議決については、自治法第211条により、普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならないと規定されている。予算を議会に提出するときは、併せて予算に関する説明書を提出しなければならない

と規定されている。また、自治法第96条では、議会は予算を定めることを議決しなければならないと規定されている。これらのことから、議会の議決は予算成立の絶対的条件であり、予算の提出にあたっては、事前に内容を十分精査した上で、その内訳や積算の根拠を明示し説明できるよう整理しておく必要があると考えられる。

(2) 契約書の作成について

契約書の作成の要否については、自治法に特に定めがなく、宗像市では、宗像市契約事務規則（平成15年4月1日規則第35号）に規定されている。それによると、対象行為にかかる契約総額は、単価と派遣人数及び会議の開催見込み回数から算出した1,000,000円であり、契約書の作成を省略できる場合には当たらない。なお、民法上での契約成立に必要な申し込みとそれに対する承諾という、当事者間の意思表示については書面で行われており、宗像市からの申し込みにあたる[] [] 公認会計士・税理士事務所への依頼は、宗像市事務決裁規程に則した決裁権者による決裁を受け、通知されている。

3 判断

請求人は、融資元である宗像市が、融資先の事業計画及び収支計画を作成することは一般的にあり得ない、その上、作成のために知識・情報の教授を受け、その代金を支払っていることは不当であるという趣旨の主張をしている。しかし、対象行為の原因となった講師派遣依頼の契約の目的は、借入申請書類の作成ではなく、サニックススポーツ振興財団から提出された事業計画及び収支計画をはじめとする財務関係書類を、平成29年度当初予算計上のために精査することである。自治法の規定からも、予算計上を目的とした分析や資料作成には妥当性が認められる。また、本契約により宗像市が得た知識・情報により作成されたものは、平成29年度当初予算計上にあたって宗像市が提出を受けた事業計画及び収支計画等の数値を精査した結果であり、サニックススポーツ振興財団が借入申請を行うための事業計画及び収支計画ではない。したがって、請求人が不当の根拠としている、宗像市が融資先の事業計画及び収支計画を作成している事実はないものと判断した。

また、請求人が口頭意見陳述の中で確認を求めている日報及び契約書の作成については、次のとおり判断した。まず、日報を作成していないことについて、対象行為に係る契約内容が文化スポーツ課の職員に対する知識の教授であり、改めて書面で報告を受ける必要が必ずしもあったとは言えない。また、契約書を作成していないことについて、宗像市契約事務規則は、宗像市内部の手続的規定であり、規則に則って手続きされていないことが契約の効力に影響を及ぼすものではない。両当事者の意思が合致した時に契約が成立

するとの民法の法理にしたがえば、対象行為に係る契約の成立に疑義はない。

4 結論

宗像市が行った、企業スポーツ支援事業における財務分析講師派遣手数料の支出は、監査の結果、請求人が主張する違法若しくは不当な支出とは認められない。

このことから、本件請求は、理由がないものと認め棄却する。